

## 社会福祉法人みなせ福祉会 行動計画

職員が働きやすい環境をつくることによって、仕事と家庭生活の調和が図られ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 2月1日～令和8年1月31日(5年)

2. 内 容

目標1:妊娠中や産休・育休復帰前後の職員のための相談窓口を設置し、育児休業法等の制度の周知や情報提供を行う。

《対策・取組内容》

- 令和3年2月～ 母子健康管理相談窓口を引き続き設け、職員に周知する
- 令和3年2月～ 制度に関するパンフレット(厚生労働省 働きながらお母さんになるあなたへ)を対象職員に配布し、説明する
- 令和3年4月～ ハラスメント対策担当を設置し、職員に周知する
- 令和3年10月～ 産後復職復帰プログラムを確立し、周知・強化を図る  
職場との繋がりを継続する広報紙の発送、職場復帰前面談

目標2:管理職に占める女性割合を50%以上にする。

《対策・取組内容》

- 令和3年6月～ 個人面談を実施し、希望を把握する(年1回以上)
- 令和4年4月～ 職業別・階層別にキャリア研修を実施する(年1回以上)

目標3:全職員の所定外労働時間を月平均20時間以内とする。

《対策・取組内容》

- 令和3年2月～ 所定外労働時間の現状を把握する
- 令和3年4月～ 業務改善委員会を設置し、業務の見直し検討を行う
- 令和3年10月～ 検討案を管理職・職員に周知し、試行していく
- 令和4年4月～ 業務改善により所定外労働が削減出来たかデータをもとに確認する  
見直し、試行、実施を繰り返し行う